被災建築物等の解体・改修工事をご検討の皆様へ

被災建築物等の解体・改修工事に着手する前の
アスベスト事前調査等について（お知らせ）

この度の災害で被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、建材等に広く使用されてきたアスベストは、吸い込むことにより、肺がんや中皮腫等の原因となることが知られています。

そのため、平成 18（2006）年 9 月 1 日以前に工事に着手した建築物等を解体・改修する場合は、事前にアスベストの使用有無を調べる必要があり、概要を下記のとおりお知らせします。

ご不明点がありましたら、解体等の工事業者又は下記までお問い合わせください。また、環境省では、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルを公表しているため、併せてお知らせします。

1　事前調査

被災建築物等の解体・改修工事を行う際、工事業者は、事前に建材中にアスベストが使用されていないか調査する必要があります。この調査は、必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者等）が行います。

なお、平成 18（2006）年 9 月 1 日以降に着工した建物であれば、アスベストは使用されていないため、その着工日をもってアスベスト建材不使用であると判断できます（この場合、必要な知識を有する者が調査を行う必要はありません）。

2　事前調査結果の報告

アスベストの使用の有無によらず、工事業者は、調査の結果を静岡市及び静岡労働基準監督署に報告します。

3　作業計画の作成

事前調査の結果、アスベスト有となった場合、工事業者は作業計画を作成します。

4　届出

事前調査により、飛散性が高いとされている石綿含有吹付け材又は保温材等が確認された場合は、静岡市及び静岡労働基準監督署に届出が必要となります。

5　その他

被災建築物等の解体・改修工事を行う際には、安全のため防塵マスク等を着用ください。

【お問合せ先】環境保全課　大気係（静岡庁舎 13 階）
電話：054-221-1358　メール：kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp

静岡市アスベストの情報ページはこちら→